

外出や移動を『権利』にしていくために

松波めぐみ

【ビフォーコロナ】

1. バス乗車拒否事件

①概要

2019.7.3 JR 駅前で龍谷大行きのワンステップバスが、車いすユーザーの乗車を拒否。運転手「わし、スロープの出し方、知らんねん」
⇒45分後のバスに乗車することを強いられた。

②その後のアクション

- ・バス会社に問い合わせ→聞き取り→事実関係を認め、謝罪
滋賀の障害者団体の協力を得て、バス会社と話し合いの場をもつ。
- ・SNSがバズり、メディアの取材を受ける。⇒Yahoo!ニュースでコメント欄炎上
（車いすユーザーに対するバッシング、「迷惑」「介護タクシー使え」）

③公的な決着

- ・国土交通省近畿運輸局が9月にバス会社に対し「行政処分」。県警も捜査。

④さまざまな人の反応

在学学生・卒業生（車いすユーザー）も乗車拒否にあっていたとのこと。
⇒問題化する難しさ。活動家（？）でもしんどい
多くの車いすユーザーが運転手や乗客の反応に苦慮し、バス利用を控えている。

2. 「移動の権利」の障壁は？

- ・前提としての「移動の権利」（交通アクセシビリティ）
自由に（障害のない者と平等に）交通機関を使って移動することは権利。
…これが欠けると、学ぶ権利、働く権利…も阻害される。
- ・移動する権利を阻んでいるものは？
⇒ 物理的障壁や、事業者側の研修不足はもちろん、
「乗車拒否を容認する慣行」があったのではないかな？

⇒その「慣行」を支えている市民意識
…障害者も同じように交通機関を使う「権利」があると思えない。
かつての物理的障壁・隔離；車いすユーザーが身近でない。
乗降の間、「待つ」ことを当たり前と思えない？

【アフターコロナ、ウィズコロナを考える】

3. コロナ禍、外出自粛で何が起こったか？

- ・「ステイホーム」要請。不要不急の外出は控えるように求められる。
大学の授業のオンライン化、「リモートワーク」の推進
- ・交通機関を使ってよいのは、エッセンシャルワーカーの通勤ぐらい？
(それも極力使わないほうがよいとされる…たとえば介助者)
- ・リモート、オンラインが推進されたことにより、
障害学生は、「移動」しなくても、「学ぶ権利」が享受できる。
- ・一方で、ふだん「移動の権利」など意識することもないマジョリティも、「移動」や「外出」を制限される苦しさを味わったのではないか。
(行きたい場所に行けない、お店で休憩できない、人に会えない)

4. アフターコロナの社会で危惧されること

- ・コロナ禍による「生活様式の変更」: 多くの教育機関や職場が「リモート」を体験
⇒やってみればできるもんだ、集まらなくてもいいじゃないかという発見

⇒今後も一定の「オンライン授業」「リモートワーク」が維持される可能性
(仕事内容の柔軟な見直し、不必要な会議が減る等)

通学・通勤に負荷がかかる人、基礎疾患のある人等にとってメリット
- ・しかし一方で、「リモートでできるなら、移動しなくてもいいのではないか」
という圧力がかかる可能性もあるのではないか？
例) 障害学生に、「キャンパスに来なくても、オンラインの方がいいでしょ」
- ・学ぶ場を選択できるのであれば、「多様な人に学問の場を開く」可能性。

しかし、障害を理由に「リモート、オンライン」を強要されてはならない。
- ・「移動の権利」はやはり基本的な人権であることの確認を。